設計変更理由書

神戸市

工　事　名	西神中央駅西側駅前広場階段設置工事

設計変更後の工事概要

・横断歩道橋制作工　1式
・工場塗装工　1式
・階段架設工　1式

設計変更の理由

1. 本工事は西神中央駅周辺のリノベーション事業の一環であり、デザインの観点から当初設計として、階段の主桁部分に化粧板を設置する予定であった。また、本階段について、施工完了後、道路管理者への移管を予定しているため、道路管理者と協議を行っていた。要求時では基本協議として化粧板を設置した状態の概略図にて協議を行っていたが、契約手続きと並行して詳細部の協議を進めていく中で、階段の主要部材である主桁等の維持管理の観点から化粧板の設置をしないこととなった。そのため、化粧板設置工が廃工となる。

2. その他数量の増減は上記変更及び現地精査により生じたものである。

（公表様式第6号）